

会費等級表

平成 25 年 5 月 29 日以降

区分	等級別	西淀川区本店法人	会費年額 円
		資本金	
法人	1	20億円以上	120,000-
	2	10億円 "	100,000-
	3	5億円 "	80,000-
	4	1億円 "	60,000-
	5	5,000万円 "	45,000-
	6	3,000万円 "	36,000-
	7	1,000万円 "	26,000-
	8	300万円 "	16,000-
	9	300万円未満	12,000-
	10	支店法人等	10,000-
	11	その他(宗教法人・税理士)	3,600-
個人	個人		3,600-

* 上記の会費については、その40%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額については共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。

* 部会として下記の金額を別途徴収する。

部会名	会費年額 円
青年部会（貴和会）	3,000-